

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人水産大学校の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

平成17年度で終了した前中期期間について、中期目標に基づく中期計画に沿った業務の実績が、独立行政法人評価委員会において「A評価」を受けたところであるが、諸情勢を踏まえ、業績反映による役員報酬の増減は行わなかった。
 なお、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、それに準じた俸給月額を引き下げを行った。

役員報酬基準の改定内容

法人の長	〔	俸給月額を6.7%引き下げ。 注：俸給月額を引き下げに伴う経過措置有り。	〕
理事		俸給月額を6.7%引き下げ。 注：俸給月額を引き下げに伴う経過措置有り。	
監事(非常勤)		俸給月額を6.4%引き下げ。 注：俸給月額を引き下げに伴う経過措置有り。	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	16,813	11,856	4,839	118 (地域手当)	17.4.1	
理事 (1人)	15,530	10,080	4,404	968 (地域手当) 78 (通勤手当)	17.4.1	
理事 (非常勤) (1人)	該当なし			()		
監事 (1人)	該当なし			()		
監事 (非常勤) (2人)	376	376	-	- ()	17.4.1	

注：「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事A					該当者なし
監事A (非常勤)					該当者なし
監事B (非常勤)					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

〔 中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積の範囲内で人件費の管理を行っている。 〕

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画における人件費の見積、その他の事情を考慮し決定を行っている。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給(昇給)	昇給日を1月1日とし、昇給日前1年間における勤務成績に基づき決定される昇給区分に応じ、当該区分に定められた号俸数の昇給を行う事ができる。 なお、昇給区分の決定に際しては、職員の総数に対する勤務成績の極めて良好な職員及び勤務成績が特に良好な職員の区分に決定する職員の割合を定め、決定を行う。
賞与・勤勉手当(査定分)	職員の勤務成績に応じ、145/100(特定幹部職員にあっては185/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれを乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

職員俸給月額について平均4.8%引き下げ。

注：俸給月額の引き下げに伴う経過措置有り。

職務・職責に応じた俸給表の改正(級の統合・新設)。

勤務実績を的確に反映するための号俸の4分割化及び昇給制度、勤勉手当制度の見直し。

俸給の調整額の見直し。

調整手当の廃止と地域手当の新設。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	161	44.8	7,271	5,235	57	2,036
事務・技術	29	42.7	6,087	4,411	64	1,676
教育職種	75	48.4	8,411	6,012	98	2,399
船舶(一)職種	27	42.2	7,512	5,454	0	2,058
船舶(二)職種	26	37.7	5,386	3,923	0	1,463
労務職種	4	56.8	5,103	3,682	12	1,421

注：該当がない区分(在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員)及び区分中の職種(研究職種、医療職種(病院医師・病院看護師)及び教育職種(高等専門学校教員))は省略した。

注：事務・技術及び教育職種以外の職種の業務内容は次のとおり。

船舶(一)：国の海事職(一)に相当する職種であり、練習船に乗り組む士官で乗船学生の教育業務等を行う。

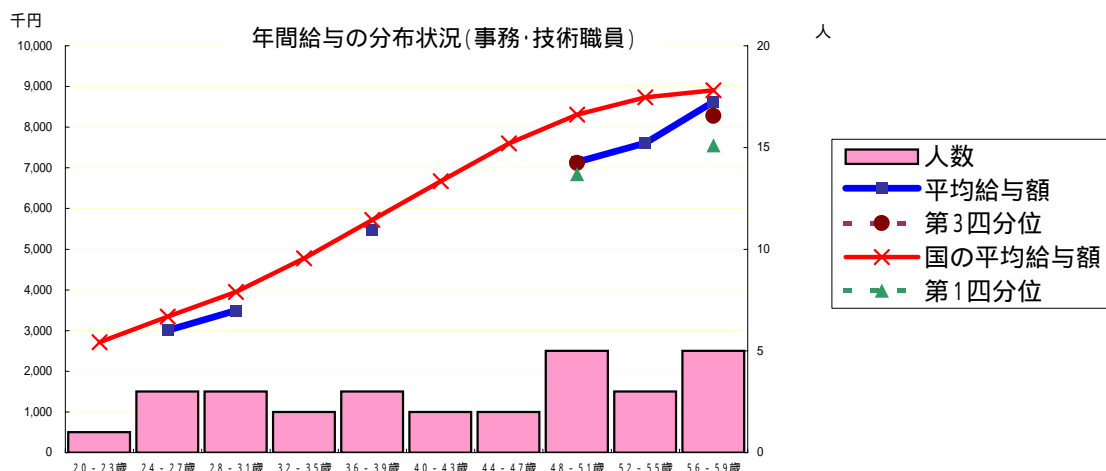
船舶(二)：国の海事職(二)に相当する職種であり、練習船に乗り組む部員で甲板部、機関部、司厨部の業務を行う。

労務職種：国の行(二)に相当する職種であり、用務、舟艇管理、電話交換等の業務を行う。

注：常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、 まで同じ。)



注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、 まで同じ。

注: 20~23歳、32~35歳、40~43歳及び44~47歳の年齢階層における該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均給与額を示す点を表示していない。

注: 該当者が4名以下の年齢階層については、第1、第3分位を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円
本部部長	1	-	-	-
本部課長	4	55.8	-	8,356
本部課長補佐	3	51.8	-	7,265
本部係長	14	43.9	5,462	6,857
本部係員	7	26.9	2,685	3,458

注: 本部部長における該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人数」以外の事項については記載していない。

注: 本部課長及び本部課長補佐については、該当者が4名以下であるため、第1四分位及び第3四分位を記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	係員	係長	係長	課長補佐	課長	部長
人員	29	6	1	7	7	6	1	1
(割合)		(20.7%)	(3.4%)	(24.1%)	(24.1%)	(20.7%)	(3.4%)	(3.4%)
年齢(最高~最低)		29 23		49 32	57 43	58 49		
所定内給与と年額(最高~最低)		2,533 1,951		4,369 2,829	5,315 4,775	6,195 4,985		
年間給与額(最高~最低)		3,458 2,664		6,074 3,919	7,443 6,728	8,551 7,117		

注: 2級、6級及び7級における該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9	68.1	67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1	31.9	32.9
	最高～最低	40.1～32.0	37.5～28.5	35.8～31.3

注：管理職員における該当者が1名であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、全ての事項について記載していない。

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一)) 90.9

对他法人(事務・技術職員) 84.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

総人件費について

区分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増減	中期目標期間開始時(平成18年度)からの増減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,423,572	千円 1,436,682	千円 (%) 13,110 (0.9)	千円 (%) - ()
退職手当支給額 (B)	千円 103,936	千円 141,834	千円 (%) 37,898 (26.7)	千円 (%) - ()
非常勤役職員等給与 (C)	千円 41,749	千円 39,614	千円 (%) 2,135 (5.4)	千円 (%) - ()
福利厚生費 (D)	千円 189,804	千円 173,019	千円 (%) 16,785 (9.7)	千円 (%) - ()
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 1,759,061	千円 1,791,149	千円 (%) 32,088 (1.8)	千円 (%) - ()

総人件費について参考となる事項

対前年比増減の要因

- ・ 給与、報酬等支給総額について、船舶予備員の人件費振替に伴う増加要因があったが、給与制度の見直しや欠員等の発生により減額となった。
- ・ 退職手当支給額について、退職者の減少等により減額となった。
- ・ 非常勤役員等給与について、業務等の増加に対応した契約職員の雇用増加に伴い、増額となった。
- ・ 福利厚生費について、平成18年度から非特定独立行政法人となったことに伴い、雇用保険料及び労災保険料等の負担が必要となったため、増額となった。

人件費削減の取り組みの進捗状況

- ア 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年間において、5%以上の人件費削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。)の取り組みを行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとしている。
- イ 基準年度の「給与、報酬等支給総額(1,436,682千円)」に対する平成18年度の実績は、1,423,572千円(0.9%)となった。
なお、平成18年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は0%であり、削減率の補正は行っていない。

法人が必要と認める事項

特になし